



## 伊藤

## 岳

## ニュースレター

2023年 1月12日 NO.33

参議院事務所 〒100-8926  
埼玉県事務所 〒330-0835千代田区永田町 2-1-1 参議院議員会館 609 tel.03-6550-0609 fax.03-6551-0609  
さいたま市大宮区北袋 1-171-1 tel.048-658-5551 fax.048-647-5575  
E-mail jcp.saitama-kokkai@ymail.plala.or.jp

# 子どもの成長と発達をまもる専門職 保育士の増員と賃上げこそ

伊藤岳は昨年 12 月 11 日、全国福祉保育労働組合埼玉県本部に加盟する保育士の皆さんと懇談し、要望を聞きました。そのなかで保育士の賃金が他の業種に比べて低いこと、配置基準の引き上げが必要なことなどが明らかになりました。

懇談での保育士さんの実態と資料をお送りします。



## 多忙で低賃金の実態

鴻巣市の保育士は、「定時にあがれないし、今年もまだ取得できていない有給がある。そもそも一日に休める職員数は限られている。人手不足でぶつ切り保育になるので結局有給消化できない」と話します。「うちの園もそう。園長はベースアップしてあげたいし手当も出したいと言うけれど、来年度からの国予算の見通しがなく実行できないと言われた」と参加者が頷きます。歴 30 年のベテラン保育士は、「今の保育士配置基準がきつい。ただ子どもを預かるのではなく、『保育』とは子の育ちを生活面含めてみる」と指摘。

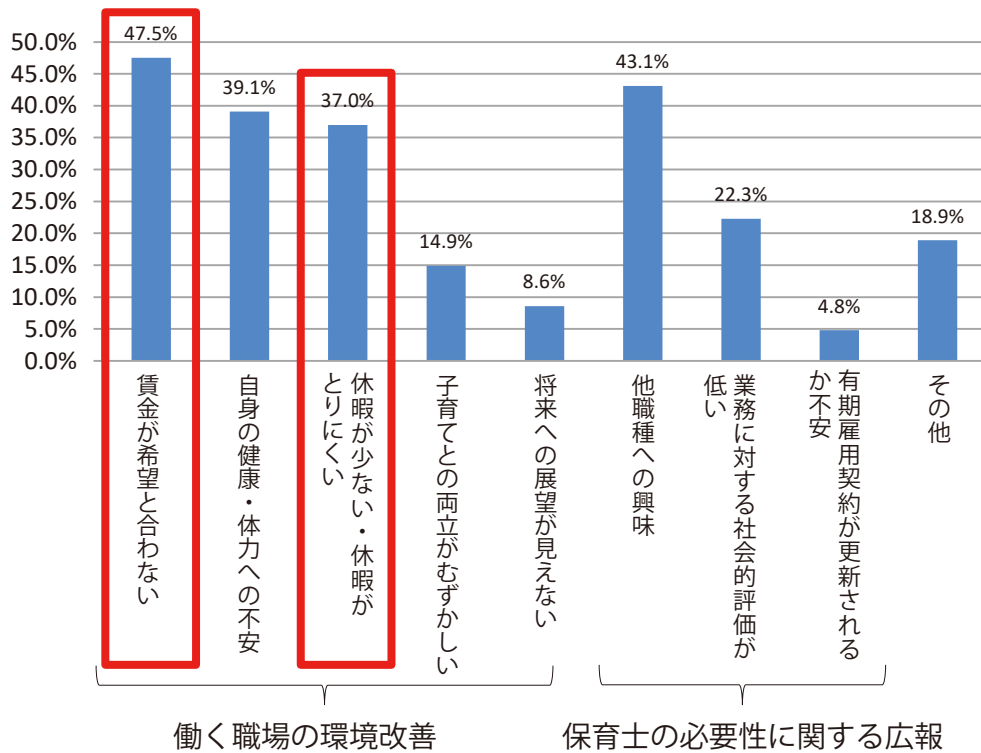
入職 2 年目の若手保育士は「さいたま市独自の住宅補助があるからまだ生活できているが、自由に使えるのは月 5 万円で貯金もできない。結婚は考えられない」と訴えました。伊藤岳は「賃上がカギだと改めて思いました。人手不足解消と待遇改善のために頑張ります」と語りました。

## 保育士の配置基準

保育士の配置基準	
子どもの年齢	保育士の必要人数
0 歳児	子ども 3 人に 1 人
1～2 歳児	6 人に 1 人
3 歳児	20 人に 1 人
4～5 歳児	30 人に 1 人

保育所の運営や認可に必要な保育士数の最低基準（配置基準）は、1948 年に国が省令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条）で定めましたが、4～5 歳児の基準（保育士 1 人に対しておおむね 30 人）は 74 年間変わっていません。自治体や園は保育の質を守ろうと独自に 2 倍の保育士を配置していますが、運営費は国の最低基準で計算されるので、1 人あたりの賃金は低くなってしまいます。

## 保育士として就業を希望しない理由(複数回答)



【出典】厚生労働省「主な人手不足職種に関するハローワーク求職者の免許・資格の保有状況(労働市場分析レポート第3号)」  
厚生労働省職業安定局「保育士資格を有しながら保育士としての就業を希望しない求職者に対する意識調査」(平成25年)

## 保育士の平均賃金等について

### 【年収換算・月収換算した賃金】

	男女計		男		女	
	年収換算	月収換算	年収換算	月収換算	年収換算	月収換算
全職種	500.7万円	41.7万円	561万円	46.8万円	388万円	32.3万円
<b>保育士</b>	<b>363.5万円</b>	<b>30.3万円</b>	<b>389.2万円</b>	<b>32.4万円</b>	<b>362.1万円</b>	<b>30.2万円</b>

### 【平均年齢・勤続年数、決まって支給する現金給与額】

	男女計				男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額
全職種	100.0%	43.1年	12.4年	338.0千円	65.1%	43.8年	13.8年	374.9千円	34.9%	41.8年	9.8年	269.0千円
<b>保育士</b>	<b>100.0%</b>	<b>36.7年</b>	<b>7.8年</b>	<b>244.5千円</b>	<b>5.1%</b>	<b>31.9年</b>	<b>6.2年</b>	<b>263.9千円</b>	<b>94.9%</b>	<b>37.0年</b>	<b>7.9年</b>	<b>243.5千円</b>
幼稚園教諭	100.0%	34.3年	8.2年	244.1千円	4.4%	39.2年	11.5年	324.4千円	95.6%	34.1年	8.0年	240.5千円
看護師	100.0%	39.5年	8.2年	334.4千円	10.5%	36.0年	7.2年	343.7千円	89.5%	39.3年	8.3年	333.3千円
福祉施設介護員	100.0%	42.6年	7.1年	244.5千円	36.7%	39.5年	6.8年	260.6千円	63.3%	44.4年	7.3年	235.1千円
ホームヘルパー	100.0%	48.9年	7.3年	240.8千円	21.6%	41.1年	6.2年	273.8千円	78.4%	51.0年	7.7年	231.7千円

(出展) 令和元年賃金構造基本統計調査

(※)「年収換算」: 令和元年賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に12を乗じ、「年間賞与その他特別給与額」を足した額

(※)「月収換算」: 「年収換算」を12で割った額

(※)「きまって支給する現金給与額」とは労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額のこと。手取額でなく、税込み額である。

現金給与額には、基本給、職務手当、精皆動手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与も含まれる。

## 保育所等の職員配置基準の引き上げ及び保育士の賃金引き上げのため公定価格の抜本的な改善を求める意見書

コロナ禍での保育は、社会を支える「エッセンシャルワーク」であり、きわめて公共性の高い仕事だと認識されました。一方、保育士の賃金は全産業の平均賃金より8万円以上も低く、保育士不足が大きな問題となっており、国も処遇改善を言わざるを得ない状況になりました。また、保育士の配置基準は1948年につくられましたが、4歳児・5歳児の配置基準は70年以上一度も見直されておらず、子ども30人に対して保育士1人とされています。

これに対して、小学校では少人数学級が進み、1学級あたりの児童数の平均は22.7人（小学校基本調査）になっています。現在の保育士の配置基準では、小学校と比較しても保育士の負担は大きく、多くの保育所では保育の質が低下しないように、国の配置基準の2倍近くの保育士を配置しているのが実態です。保育所等の職員配置基準の改善は急務です。加えて、コロナ禍は子どもの貧困や虐待などを深刻化させ、今まで以上に保育士が子どもや保護者と丁寧にかかわることが求められています。

よって、保育士の賃金が全産業並みになるよう公定価格を引き上げること、職員配置基準を実態に見合うよう改善することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月16日

埼玉県新座市議会

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

## 自治体に広がる配置基準の見直しを求める意見書

埼玉県では新座市、吉川市、春日部市、秩父市、富士見市で意見書を可決しています。全国では、北海道旭川市、登別市、歌志内市▽福島県喜多方市▽群馬県前橋市▽福井県越前市▽石川県小松市、加賀市、金沢市▽愛知県安城市、知立市、春日井市▽奈良県奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市▽京都府京田辺市、京都市▽大阪府吹田市▽兵庫県伊丹市、高砂市▽広島県広島市▽鳥取県倉吉市▽高知県南国市▽福岡県直方市、大牟田市など。

【出典】朝日新聞デジタル 2022年12月26日より

子どものための予算を大幅に増やし、保育士の増員などの抜本的改善を求める意見書

保育は、だれもが安心して子どもを産み育て働ける社会の実現にとって不可欠な社会資源であり、子どもたちの日々の暮らしと、成長発達を保障するための大切な施設です。

政府は、2023年度から「こども家庭庁」を創設し、社会の真ん中に子ども関連施策をすえて、その充実・推進を図るとし、予算を倍増すると公言しています。いまこそ保育予算を大幅に増額し、遅れている保育所等の環境・条件の抜本的改善に踏み出すべきです。

この間政府は、保育士等の賃金について改善を進めていますが、保育士の増員を求める現場の声にはまだ応えられていません。小学校では、40年ぶりに基準が改善され、全学年で35人を上限とする少人数学級が実現します。ところが、保育所の保育士配置基準は、久しく改善がなく、4・5歳児の基準（子ども30人に保育士1人）に至っては1948年の基準制定以降一度も改善されておらず、国際的にも低水準のまま放置されています。

子どもの生活と発達する権利を保障するために、予算を増やし、すべての地域で保育を維持し、さらに拡充させるべきです。

よって政府におかれては、保育士の増員をはじめ、保育の基準・施策の抜本的な改善を求め、以下について実施されるよう求めます。

1. 子どもたちの命を守り、保育を充実させるために、子どものための予算を大幅に増やすこと。
2. 保育職員配置基準・施設基準を抜本的に改善し、政府の責任で必要な措置を講じること。
3. 保育にかかわる公費負担を引き上げ、職員の賃金と処遇を抜本的に改善すること。
4. すべての子どもの保育料を無償にするとともに、給食費などの保育に必要な費用も無償化の対象にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月16日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

## 保育士の配置基準の見直しを求める意見書

急速な少子化が進む中、安心して子どもを生み育てることのできる社会を実現するためには、子どもの健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要です。

現在、保育現場では、日々、未来を担う子どもの健やかな育ちを願い、それぞれの保育士が懸命に取り組んでいます。また、通常業務に加えて、新型コロナウイルス感染症予防に努めるべく、保育現場では徹底した衛生管理を行っており、こうした業務も常態化しています。

このように、保育士は過重な労働環境に置かれており、精神的・肉体的な負担が大きくなっているため、早期離職者や、保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない者も多く、保育士の確保と定着が喫緊の課題となっています。

こうした中、国は保育士の配置基準を長年見直しされておらず、多様な保育ニーズに対応できていない状況にあります。

コロナ禍において、今まで以上に保育士が子どもや保護者と丁寧に関わることが求められており、業務が多忙化する中で、保育サービスの担い手を確保するためにも、保育士の配置基準の見直しを行う必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、保育士の配置基準を見直すとともに、必要な財源を十分に確保するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年9月29日

広島市議会

参議院議長 尾辻秀久 殿